

消表対第 1201 号  
生食発 1227 第 1 号  
令和元年 12 月 27 日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

消費者庁次長  
厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官  
( 公 印 省 略 )

食品衛生法第五十八条第一項に規定する食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合等を定める命令の制定について

「食品衛生法等の一部を改正する法律」(平成 30 年法律第 46 号。以下「改正法」という。)については、「食品衛生法等の一部を改正する法律の公布について」(平成 30 年 6 月 13 日付け生食発 0613 第 10 号)により通知したところです。今般、この改正法の施行に際し、「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」(令和元年政令第 123 号。以下「第 3 次政令」という。)及び「食品衛生法第五十八条第一項に規定する食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合等を定める命令」(令和元年内閣府令・厚生労働省令第 11 号。以下「共同命令」という。)が公布されました。その主な内容及び留意すべき事項は別添のとおりですので、貴管内関係者に対する周知徹底を始め、その運用に遺漏なきよう取り計らわれるようお願いいたします。

なお、本通知内での法令の条項番号については、改正法附則第 1 条第 3 号の施行日(以下「第 3 号施行日」という。)時点のものであることに御留意をお願いいたします。

## 第1 届出・報告制度の対象となる食品等の範囲等

食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第58条の「次の各号のいずれかに該当する場合」は、法第59条の廃棄・回収命令の対象と同じ範囲であること。また、「違反するおそれがある場合」とは、違反食品等の原因と同じ原料を使用している、製造方法、製造ラインが同一であることで汚染が生じている等として営業者が違反食品等と同時に回収する食品等がある場合をいうこと。なお、法上の問題のない単なる商品の入れ間違いや品質に関する事等の情報は、行政が事故情報として把握・公表する理由に乏しく、むしろ健康被害に結び付く情報を埋没させる懸念があることから届出の対象としていないこと（法第58条第1項関係）。

なお、営業者が食品等の自主回収報告を既に行っている場合であっても、その実施が不十分であるなどの事情で、食品衛生上の危害の除去が十分になされていない場合には、法第59条第1項の規定に基づき、食品等の廃棄・回収を命じることを検討されたいこと（法第59条第1項関係）。

## 第2 共同命令の内容

### 1 食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合について

#### イ 法令の趣旨及び内容等

法第58条第1項に規定する食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合として厚生労働省令・内閣府令で定めるときは、次のいずれかに該当する場合としたこと（法第58条第1項、共同命令第1条関係）。

- (1) 当該食品等が不特定かつ多数の者に対して販売されたものでなく、容易に回収できることが明らかな場合（共同命令第1条第1号関係）
- (2) 当該食品等を消費者が飲食の用に供しないことが明らかな場合（共同命令第1条第2号関係）

#### ロ 運用上の留意点

- (1) 共同命令第1条第1号に関して想定される具体的な事例は以下のようものであること。
  - (i) 地域の催事で販売された焼きそばについて、催事場内での告知等で容易に回収が可能な場合
  - (ii) 部外者が利用しない企業内の売店で販売された弁当であって、館内放送等で容易に回収が可能な場合
  - (iii) 通信販売により会員のみ限定販売されている食品であって、顧客に対して個別に連絡することで容易に回収が可能な場合

共同命令第1条第1号関係に関しては、食品等の販売先が、不特定又は多数の場合であっても該当することがあることに留意を要すること。

なお、共同命令第1条第1号に該当する事例であっても、例えば、ニラと誤ってスイセンを販売したが速やかに回収ができた事案などに関しては、重大な消費者事故につながる可能性のあったことに鑑み、営業者に任意の届出を求め、必要に応じて安全情報として消費者に提供するように営業者に指導するほか、併せて都道府県知事も消費者への情報提供に努めるべきであること。

- (2) 共同命令第1条第2号に関して想定される具体的な事例は以下のようなものであること。
- (i) 食品等が営業者間の取引にとどまっており、卸売業者の倉庫に保管されている場合
  - (ii) 食品等が消費期限又は賞味期限を超過している場合  
消費期限又は賞味期限の到来後の食品に関しては、法第58条の対象とは取り扱わず、任意の届出として取り扱うよう留意すること。  
なお、期限として不当に長期の期間を表示している場合は、期限表示で適切に判断できないことから法第58条第1項の「食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合」には当然に当てはまらないものであること。ただし、表示された消費期限又は賞味期限が到来した場合は、上記と同様に任意の届出として取り扱うよう留意すること。

## 2 営業者が行う食品等の回収の届出について

### イ 法令の趣旨及び内容等

- (1) 営業者は、食品等の回収について法第58条第1項の規定による届出をしようとするときは、回収に着手した後、遅滞なく、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならないこと（共同命令第2条関係）。
- なお、法第58条にいう都道府県知事には保健所設置市長及び特別区長が含まれることに留意すること（法第76条関係）。
- (i) 営業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
  - (ii) 営業者が回収の事務を他の者に指示し、又は委託した場合には当該者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
  - (iii) 当該食品等の商品名及び一般的な名称、当該食品等に関する表示の内容その他の当該食品等を特定するために必要な事項
  - (iv) 当該食品等が法第58条第1項各号のいずれかに該当すると判断した理由
  - (v) 当該食品等の回収に着手した時点において判明している販売先、販売先ごとの販売日及び販売数量
  - (vi) 当該食品等の回収に着手した年月日
  - (vii) 当該食品等の回収の方法
  - (viii) 当該食品等が飲食の用に供されたことに起因する食品衛生上の危害の発生の有無
- (2) 営業者は、(1)の(i)から(viii)までの事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならないこと。ただし、軽微な変更については、この限りではないこと（共同命令第3条関係）。「軽微な変更」とは、届出内容の記載ミス、タイプミス、変換ミス等であって、食品等の回収に関し支障を来さない程度の変更内容であること（共同命令第3条関係）。
- (3) 届出をした営業者は、食品等の回収が終了したとき（当該営業者が回収の事務を他の者に指示し、又は委託した場合にあっては、回収が終了したことを確認したとき）は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならないこと（共同命令第4条関係）。
- なお、回収が終了していない場合であっても、対象となる食品の消費期限又は賞味期限が到来する前に、その回収状況を確認するよう努められたいこと。

## ロ 運用上の留意点

イの（１）から（３）までに関して、営業者が届出を行う都道府県知事は、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に限られず、例えば、法人内において自主回収を実際に担う部門が本社とは別の都道府県知事に所在する場合にあっては、届出は当該部門の所在地を管轄する都道府県知事に対して行って差し支えなく、最も効率的に回収できる部門が責任をもって回収作業に着手するよう指導されたいこと。あわせて、営業者における回収の担当者の氏名及び連絡先の申告を求めるよう努められたいこと。

また、必要に応じて施設への立入調査が発生することも想定し、製造所又は加工所に関する情報についても把握するよう努めること。

なお、届出に当たっては、厚生労働省において開発中の電子申請システムの活用が推奨される所、電子申請システムの委細に関しては別途行う通知を参照されたいこと。

加えて、都道府県知事は、共同命令第２条から第４条までの規定に基づく営業者の届出の内容に関して不足がある場合などにおいて、必要があると認めるときは、法第２８条第１項に基づく報告徴収を行うことができること。

## 3 都道府県知事が行う報告について

### イ 法令の趣旨及び内容等

都道府県知事は、営業者から、共同命令第２条から第４条までの規定による届出を受けた場合には、次に掲げる事項を厚生労働大臣（法第２０条の規定に違反し、又は違反するおそれがある場合にあっては、内閣総理大臣）に報告しなければならないこと（法第５８条第２項、共同命令第５条関係）。

- （１） 営業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- （２） 営業者が回収の事務を他の者に指示し、又は委託した場合には当該者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- （３） 当該食品等の商品名及び一般的な名称、当該食品等に関する表示の内容その他の当該食品等を特定するために必要な事項
- （４） 当該食品等が法第５８条第１項各号のいずれかに該当すると判断した理由
- （５） 当該食品等の回収に着手した時点において判明している販売先、販売先ごとの販売日及び販売数量
- （６） 当該食品等の回収に着手した年月日
- （７） 当該食品等の回収の方法
- （８） 当該食品等が飲食の用に供されたことに起因する食品衛生上の危害の発生の有無
- （９） 共同命令第３条の規定による届出を受けた場合にはその旨
- （１０） 共同命令第４条の規定による届出を受けた場合にはその旨
- （１１） 法第２８条第１項の規定による報告を求めた場合にはその旨及びその報告の内容

### ロ 運用上の留意点

国において、食品等の回収の届出に関する情報を公表することとしているが、消費者に対し分かりやすく健康への危険の程度を伝えるため、程度の分類を行い報告する

こと。分類に当たっては、次の3分類とし、直ちに分類が判断できない場合は CLASS II に分類し、その後の情報を踏まえ適切な分類に変更すること。

CLASS I：喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が高い場合  
(例)

- ・腸管出血性大腸菌に汚染された生食用野菜、ナチュラルチーズなど加熱せずに喫食する食品
- ・ボツリヌス毒素に汚染された容器包装詰食品
- ・アフラトキシン等発がん性物質に汚染された食品
- ・シール不良等により、腐敗、変敗した食品
- ・有毒魚（魚種不明フグ、シガテラ魚等）
- ・有毒植物（スイセン、毒キノコ等）
- ・硬質異物が混入した食品（ガラス片、プラスチック等）

CLASS II：喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が低い場合  
(例)

- ・一般細菌数や大腸菌群などの成分規格不適合の食品

CLASS III：喫食により健康被害の可能性が、ほとんど無い場合  
(例)

- ・添加物の使用基準違反食品
- ・残留基準に違反する野菜や果物のうち、その摂取量が急性参照用量を超えないもの

なお、法第 59 条第 1 項に基づき回収を命じた場合であっても、自主回収情報と同様に国において公表することに留意すること。

また、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第 19 号）の趣旨に鑑み、食品衛生上の危害の発生のおそれがなく、まだ食べることができる食品がむやみに回収され無駄に廃棄されるなど、本制度が過剰な自主回収を誘発することのないように留意すること。

### 第 3 施行期日等

1 第 3 号施行日は令和 3 年 6 月 1 日であること。

2 第 3 号施行日に既に着手されている回収行為の取扱いについて、法第 58 条第 1 項の規定は、第 3 号施行日以後に着手される同項に規定する食品の回収に限り、適用すること（第 3 次政令附則第 12 条関係）。

ただし、第 3 号施行日以前に着手している自主回収であっても、営業者に対して電子申請システム等を利用した情報提供を促し、消費者に対して安全情報として提供することが推奨されること。

3 食品等の回収の届出に関する情報については、以下の理由により国が公表することとしていること。なお、自主回収情報の公表の目的は、あくまでも消費者に対する安全情報の提供であって、営業者への制裁を目的として行うものではないことに留意すること。

○ 食品衛生法の目的が国民の健康の保護を図ることに照らしても、自主回収情報の公表には必要性、合理性があると考えられる。

- なお、行政情報については、本来法律上の根拠がなくても原則として公表すべきであり、国民への情報提供を主な目的としている場合には根拠規定は不要と解されている。